

附属書六（第六章関係） 金融サービス

第一条 適用範囲及び定義

1 この附属書の規定は、金融サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。

注釈 「金融サービスの貿易」は、第四十四条(t)の定義に従うものと了解する。

2 (a) この附属書の規定の適用上、

(i) 「金融サービス」とは、金融の性質を有するすべてのサービスであつて締約国の金融サービス提供者が提供するものをいう。金融サービスは、すべての保険及び保険関連のサービス並びにすべての銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）から成り、次の活動を含む。

保険及び保険関連のサービス

(A) 元受保険（共同して行う保険を含む。）

(aa) 生命保険

- (bb) 生命保険以外の保険
- (B) 再保険及び再々保険
- (C) 保険仲介業（例えば、保険仲立業、代理店業）
- (D) 保険の補助的なサービス（例えば、相談サービス、保険数理サービス、危険評価サービス、請求の処理サービス）
- 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）
- (E) 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ
- (F) すべての種類の貸付け（消費者信用、不動産担保貸付け、債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。）
- (G) ファイナンス・リース
- (H) すべての支払及び送金のサービス（クレジット・カード、旅行小切手及び銀行小切手を含む。）
- (I) 保証
- (J) 自らの又は顧客のために行う次のものの取引（取引所取引、店頭取引その他の方法のいずれで行

われるかを問わない。)

- (aa) 短期金融市場商品（小切手、手形及び預金証書を含む。）
- (bb) 外国為替
- (cc) 派生商品（先物及びオプションを含む。）
- (dd) 為替及び金利の商品（スワップ、金利先渡取引等の商品を含む。）
- (ee) 譲渡可能な有価証券
- (ff) その他の譲渡可能な証書及び金融資産（金銀を含む。）
- (K) すべての種類の有価証券の発行への参加（公募で行うか私募で行うかを問わず委託を受けた者として行う引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。）
- (L) 資金媒介業
- (M) 資産運用（例えば、現金又はポートフォリオの運用、すべての形態の集合投資運用、年金基金運用、保管、預託及び信託のサービス）
- (N) 金融資産（有価証券、派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。）のための決済及び清算のサー

ビス

- (O) 他の金融サービスを提供する者による金融情報の提供及び移転、金融データの処理並びに関連ソフトウェアのサービス
- (P) (E)から(O)までに規定するすべての活動についての助言、仲介その他の補助的な金融サービス（信用照会及び分析、投資及びポートフォリオの調査並びにこれらについての助言並びに企業の取得、再編及び戦略についての助言を含む。）
- (ii) 「金融サービス提供者」とは、金融サービスを提供することを希望し、又は提供している締約国の自然人又は法人をいう。ただし、金融サービス提供者には、公的機関を含まない。
- (iii) 「公的機関」とは、次のものをいう。
  - (A) 締約国の政府、中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し、若しくは支配する機関であつて主として政府の機能の遂行若しくは政府のための活動の実施に従事するもの（主として商業的な条件に基づき金融サービスの提供に従事する機関を除く。）
  - (B) 中央銀行又は金融当局が通常遂行する機能を遂行している私的機関。ただし、当該機能を遂行し

ているときに限る。

(b) 第四十四条(n)において用いる「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、次の活動をいう。

(i) 中央銀行又は金融当局が行う活動及びその他の公的機関が金融政策又は為替政策を遂行するために行う活動

(ii) 社会保障又は公的年金計画に係る法律上の制度の一部を形成する活動

(iii) 公的機関が政府の勘定のために若しくは政府の保証の下に又は政府の財源を使用して行うその他の活動

(c) 締約国が自国の金融サービス提供者に対し(b)(ii)又は(iii)に規定するいずれかの活動について公的機関又は金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、第四十四条(n)に定める「サービス」には、当該活動を含める。

(d) 第四十四条(q)の規定は、この附属書の規定の対象となるサービスについては、適用しない。

3 「新たな金融サービス」とは、金融の性格を有するサービス（既存の又は新たな商品に関連するサービス

ス及び商品が納入される態様を含む。)であつて、金融サービス提供者によつて一方の締約国の区域内において提供されていないが他方の締約国の区域内又はその他の世界貿易機関の加盟国においては提供されているものをいう。

## 第二条 市場アクセス

1 一方の締約国は、自国の区域内に設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対し、自国の区域内において新たな金融サービスを提供することを許可する。

2 一方の締約国は、第四十三条3の規定にかかわらず、自国の公的機関が自国の区域内において金融サービスを購入し、又は取得するに当たり、自国の区域内に設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対して最恵国待遇及び内国民待遇を与えることを確保する。

## 第三条 内国民待遇

1 一方の締約国は、内国民待遇を確保しつつ、自国の区域内に設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対し、公的機関が運用する支払及び精算の制度並びに通常の業務において利用可能な公的な資金供与及びリファイナンスの制度の利用を認める。この1の規定は、当該一方の締約国の最終的な決済手段の

貸手の利用を認めることを意図するものではない。

2 一方の締約国は、第五十七条に規定する自国の留保に係る表において別段の留保を行わない限り、次のいずれかに該当する場合には、(a)に規定する自主規制団体、有価証券又は先物の取引所又は市場、清算機関その他の組織又は団体が自国の区域内に居住している他方の締約国の金融サービス提供者に対して内国民待遇を与えることを確保する。

(a) 当該一方の締約国が、当該他方の締約国の金融サービス提供者に対し、自国の金融サービス提供者と平等に金融サービスを提供するための条件として、自主規制団体、有価証券若しくは先物の取引所若しくは市場、清算機関その他の組織若しくは団体の構成員となり、これらに参加し、又はこれらを利用することを要求している場合

(b) 当該一方の締約国が、金融サービスの提供に当たり、(a)に規定する自主規制団体、有価証券又は先物の取引所又は市場、清算機関その他の組織又は団体に対して直接又は間接に特権又は利益を与えている場合

#### 第四条 透明性

1 各締約国は、金融サービスに対する規制の透明性を促進する。したがって、両締約国は、適当な場合には、客観的かつ透明性のある規制に関する手続を各締約国において実施するために協議することを約束する。この場合において、両締約国は、次の事項を考慮する。

(a) 両締約国が、サービス貿易一般協定の下で、及び金融サービスの貿易に関連するその他の場において行う作業

(b) 規制の透明性、識別可能な政策目的及び通知され、又は他の方法により公に利用可能なものとされる明確な、かつ、一貫して適用される規制に関する手続の重要性

2 各締約国の権限のある当局は、要請があった場合には、実施可能な範囲内で、金融サービスの提供に関連する申請を完了させるための要件及び手続を関係者に利用可能なものとする。

3 金融サービスの提供に免許が必要とされる場合には、締約国の権限のある当局は、そのような免許を得るための要件及び手続を公に利用可能なものとする。当該締約国の免許に係る国内法令に基づいて要件を満たしていると認める申請に関する決定を行うために通常必要とされる期間については、次のいずれかでない限り、なければならない。



- (a) 申請者の要請に応じて利用可能であること。
- (b) 公に利用可能であること。
- (c) (a)及び(b)に規定する方法の組合せにより利用可能であること。

#### 第五条 迅速な申請手続

- 1 一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国のサービス提供者が提出する金融サービスの提供に關連する申請を不当に遅滞することなく審査する。
- 2 締約国の権限のある当局は、申請を審査するために申請者から追加の情報を得る必要がある場合には、不当に遅滞することなく、申請を審査するために満たすべき要件を当該申請者に通知する。
- 3 締約国の権限のある当局は、申請者の要請があった場合には、当該申請者の申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供する。
- 4 各締約国の権限のある当局は、申請の結果をその決定を行った後直ちに申請者に通知する。申請を拒否する決定が行われる場合において、要請があったときは、拒否の理由を申請者に通知する。
- 5 金融サービスの提供に免許が必要とされる場合において、免許を与えるに当たって適用される要件が満

たされているときは、締約国の権限のある当局は、申請の提出が当該締約国の国内法令に基づいて要件を満たしていると認められた後、原則として六箇月以内に免許を与える。

## 第六条 国内規制

1 第六章（附属書三から附属書七までを含む。）の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置を採用し、又は維持することを妨げられない。当該措置には、次のものを含む。

- (a) 投資家、預金者、保険契約者又は信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護するための措置
- (b) 当該締約国の金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置

当該措置については、同章の規定に適合しない場合には、同章の規定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。両締約国は、経済協力開発機構の下で、経常的貿易外取引の自由化に関する規約を実施することが必要であることを確認する。

2 各締約国は、バーゼル銀行監督委員会の「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」、保険監督者国際機構の基準及び原則並びに証券監督者国際機構の「証券規制の目的と原則」が自国の区域内において実施され、かつ、適用されることを確保するために最善の努力を払う。

3 第六章（附属書三から附属書七までを含む。）のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

#### 第七条 信用秩序の維持のための措置の承認

一方の締約国が、金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たり、協定又は取決めに  
より、第三国又は国際規制機関の信用秩序の維持のための措置を承認する場合には、他方の締約国に対し、  
同様の規制及び監督が存在し、その規制が同様に実施され、並びに適当な場合には当該協定又は取決めの当  
事者間の情報の共有に関する手続と同様の手続が存在することが可能な状況の下で、当該協定若しくは取決  
めへの当該他方の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するた  
めの機会を十分に与える。一方の締約国は、承認を自主的に与える場合には、他方の締約国に対し、そのよ  
うな状況が存在するか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

#### 第八条 情報の移転及び処理

いずれの締約国も、電磁的手段によるデータの移転を含む情報の移転若しくは金融情報の処理又は機器の

移転が他方の締約国の金融サービス提供者の通常の業務の遂行にとって必要である場合には、自国の区域内又は区域外への当該情報の移転又は金融情報の処理を妨げる措置をとってはならず、また、国際協定に適合する輸入規則に基づく場合を除くほか、当該機器の移転を妨げる措置をとってはならない。この条の規定は、個人の情報、私生活並びに個人の記録及び勘定の秘密を保護する締約国の権利を制限するものではない。ただし、当該権利が第六章の規定を回避するために行使されないことを条件とする。

#### 第九条 金融サービスに関する小委員会

1 金融サービスに関する第六章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに金融サービスに関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。小委員会は、次の事項を任務とする。

- (a) 金融サービスに関する同章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。
- (b) 両締約国間の貿易関係を強化し、及び両締約国の金融システムの効率的なかつ透明性のある運用を促進するため、信用秩序の維持のための政策及び金融機関の監督を含む金融サービスに関連するあらゆる

問題について討議すること。

- (c) 合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。
- (d) 合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
- 2 小委員会は、両締約国間で別段の合意をする場合を除くほか、合同委員会の会合の際に会合する。
- 3 (a) 小委員会は、討議される問題に関連する必要な専門知識を有する両締約国政府の代表者から成る。
- (b) 小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。
- 4 小委員会の活動は、両締約国の監督当局の現在の又は将来の関係であつて、当該監督当局の権限の範囲内におけるものに影響を及ぼすものではない。